

仕 様 書

1 件 名

〇〇選挙啓発放送CD等作製業務委託

2 内 容

- (1) 啓発自動車・街頭啓発用（前々日まで、前日、当日）
- (2) 店内スポット用
- (3) 駅構内用（前々日まで、前日、当日）
- (4) 特殊自動車用
- (5) マスコット用
- (6) 建物内用
- (7) (1)～(6)を一括収録したもの

※読み上げ原稿は、別添のとおり

3 CD等の種類と数量の内訳

(1) 啓発自動車・街頭啓発用

	CD	ノーマルテープ (60分)	計
前々日まで (A)	65	55	120
前々日まで (B)	3	7	10
前日まで	64	56	120
当日	72	48	120

(2) 店内スポット用

	CD	MD	ノーマルテープ (90分)	計
全日共通 (A)	70	5	40	115
全日共通 (B)	5	—	—	5

(3) 駅構内用

	CD
前々日まで	2
前日まで	2
当日	2

※作成する各2枚のCDのうち1枚はmp2ファイル形式とすること。

(4) 特殊自動車用

	ノーマルテープ (90分)	SD
全日共通	80	120

※SDの設定については、契約締結後、別途指示します。

(5) マスコット用

	CD
前々日まで	25

- (6) 建物内用 SD (wav形式・モノラル) 1枚
- (7) (1)～(6)をそれぞれ1回ずつ収録したもの CD 1枚

4 表示

各CD等及びケースに本市の指示する表示を行うこと。

5 納期 発注後10営業日前後

※CD、ノーマルテープ、MDは受託者が用意すること。

※SDカードは、別途、本市より提供する。

6 納入先

①大阪北区内1か所

- ・マスコット用 CD 1枚
- ・建物内用 SD 1枚
- ・全てを1回ずつ収録したもの CD 1枚

②大阪市内24か所(各所の内訳については契約締結後、別途指示する)

- ・啓発自動車、街頭啓発用 計370枚
- ・店内スポット用 計120枚
- ・マスコット用 CD24枚

③大阪市西区内1か所

- ・駅構内用 mp2ファイル形式 各種CD1枚
- ・駅構内用 各種CD1枚

④大阪市阿倍野区内1か所

- ・特殊自動車用 テープ80本 SD120枚

7 留意事項

- (1) 別添放送内容により、電波法、放送法及びその他の関係法規を遵守して、放送記録媒体を作製するものとする。
- (2) 本放送は、令和〇年〇月〇日執行の〇〇選挙の投票日時と投票総参加の周知を図るもので、本市の指定する放送内容以外の文言を一切挿入してはならない。
- (3) 公職選挙法その他の関係法令の規定を遵守すること。
- (4) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
- (5) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
- (6) 本契約に関して、事務局が作業状況等の確認を求めた場合は、速やかに応じること。
- (7) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること。
- (8) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。
- (9) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先:06-6208-8571)に報告しなければならない。

※アナウンス分は参考文面のため、詳細な文言については契約締結後、別途指示します。

アナウンス文

(1) 【啓発自動車・街頭啓発用】

※このCD等の啓発文の前にはイメージソングが挿入されます。

●前々日まで (A) ●

「有権者の皆さん、こちらは選挙管理委員会です。

○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前日まで区役所などで期日前(きじつぜん)投票などができます。

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。」

●前々日まで (B) ●

「有権者の皆さん、こちらは選挙管理委員会です。

○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前日まで区役所又は南港ポートタウン管理センターで期日前(きじつぜん)投票などができます。

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。」

●前日まで●

「有権者の皆さん、こちらは選挙管理委員会です。

明日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。」

●当日●

「有権者の皆さん、こちらは選挙管理委員会です。

今日は、○○選挙の投票日です。

投票は、夜の8時まで、

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。」

(2) 【店内スポット等】

※このCD等には、啓発文(1回約25秒)が1分に1回挿入されており、前後にはイメージソングが流れます。

●全日共通A●

「(イメージソング)

大阪市選挙管理委員会からのお知らせです。

○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。

(イメージソング)」

●全日共通B●

※ アナウンスはパターンAと同じであるが、5分間に1回の放送とする。

(3) 【駅構内】 <30秒>

●前々日まで●

「ご利用ありがとうございます。

有権者の皆さん、○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前日まで

区役所などで期日前(きじつぜん)投票などができます。

必ず投票しましょう。」

●前日まで●

「ご利用ありがとうございます。

有権者の皆さん、明日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

必ず投票しましょう。」

●当日● 午後6時まで

「ご利用ありがとうございます。

有権者の皆さん、今日は、○○選挙の投票日です。

投票は、夜の8時まで、

必ず投票しましょう。」

(4) 【特殊自動車用】

※オルゴール(草競馬)有り

「(オルゴール)

大阪市選挙管理委員会からのお知らせです。

○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前日まで区役所などで

期日前(きじつぜん)投票などができます。

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。

(オルゴール) 」

(5) 【マスコット用】 <11.5秒>

「(イメージソング)

○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。

(イメージソング)

(6) 【建物内容】 《SD(1回繰り返し)》

※下記アナウンスの前後には所定のチャイム音

●前々日まで●

「(チャイム)

市役所にお越しの有権者の皆さんに、選挙管理委員会からのお知らせ
です。

○月○日の日曜日は、○○選挙の投票日です。

投票は、朝7(なな)時から夜の8時まで、

投票日に仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前日まで区役
所などで期日前(きじつぜん)投票などができます。

有権者の皆さん、必ず投票しましょう。

(チャイム)」

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。